

明治 150 年記念「世界青年の船」事業 概 要

グローバル化が進展する中で、あらゆる分野で国境を越えた協力・調整・交渉が不可欠となっており、国際社会・地域社会等でグローバル化対応を牽引・指導する次世代リーダーが必要となっている。

次世代グローバルリーダー事業は、世界各地から集まった外国青年とのディスカッションや文化交流を通して、相互理解を深め、有識者によるセミナーの受講や参加青年が自主活動を企画することによって、異文化対応力やコミュニケーション力を高め、リーダーシップやマネジメント力の向上を図り、併せて参加青年の国際的視野を広げ、国際協調の精神を育てることにより、国際化の進展する各分野でリーダーシップを発揮することができる青年を育成することを目的として実施する。

平成 30 年度事業では、日本及び世界 10 か国の青年等が参加し、日本及び海外 2 か国を訪問するとともに、船内において、多国間交流活動等を行うこととしている。

なお、平成 30 年度事業は、国における「明治 150 年」関連施策の一つとして実施する。

<事業の概要>

(注) 本概要は平成 30 年度政府予算案に基づく平成 30 年 1 月時点の予定であり、訪問国及び日程は、今後変更することがある。

1 本体プログラム

- (1) 訪問国
オーストラリア ほか
- (2) 日程
・平成 31 年 1 月 21 日(月) から 26 日(土) までの 6 日間 (陸上研修)
・平成 31 年 1 月 27 日(日) から 3 月 1 日(金) までの 34 日間(船上研修)
- (3) 参加青年
日本参加青年約 120 人及び外国参加青年約 120 人が参加する。
- (4) 参加国
オーストラリア、ソロモン諸島、バヌアツ、エクアドル、チリ、ギリシャ、スウェーデン、アラブ首長国連邦、トルコ、タンザニア及び日本
- (5) 船内における活動
いくつかのコーステーマに分かれて行う「コース・ディスカッション」や各種セミナー、各国事情を紹介し合う「ナショナル・プレゼンテーション」、その他の多国間交流活動等を行う。
- (5) 日本及び訪問国における活動
地元青年等との交流を行うとともに、関連施設の訪問等を行う。
- (6) 共通語
本事業における共通語は、英語とする。

2 研修

青年海外派遣の効果を最大限に高めるため、日本参加青年に対して以下の研修を実施する
(東京都内で合宿形式により実施)

- (1) 事前研修
 - ア 時期及び期間
平成 30 年 9 月 14 日(金) から 19 日(水) までの 6 日間(5泊6日)
 - イ 研修目的
事業の趣旨、内容、訪問国等についての理解を深め、必要な諸準備を行うとともに、参加青年としての心構え及び訪問国における活動の基本を習得し、併せて出航前研修までの自主研修期間の準備と目標を明確にする。
- (2) 出航前研修
 - ア 時期及び期間
平成 31 年 1 月 19 日(土)、20 日(日) の 2 日間
 - イ 研修目的
船内及び訪問国における諸活動の準備、その他事業遂行上必要な諸準備を行う。
- (3) 帰国後研修
 - ア 時期及び期間
平成 31 年 3 月 1 日(金)、2 日(土) の 2 日間(1泊2日)
 - イ 研修目的
事業成果を取りまとめ、その成果を踏まえた事業終了後における諸活動への理解を深める。

3 参加青年の任務と選任等

(1) 任務

- ア 日本参加青年は、団体行動の下に、研修及び本体プログラムに参加し、団務を分担する。
また、事前研修後の自主研修期間にあつては、参加国についての知識や語学能力の向上に励むとともに、我が国の歴史や社会情勢の認識を深めるなど、積極的に本体プログラムの準備に努めなければならない。
- イ 日本参加青年は、帰国後、活動報告書を内閣府に提出する。
- ウ 日本参加青年は、事業参加後およそ1年後、5年後、10年後に内閣府が行うフォローアップ調査（活動状況等）に回答する。

(2) 選任等

- ア 日本参加青年は、都道府県知事（青年国際交流主管課（室）が教育委員会に属する場合には、教育長）又は全国的組織を持つ青少年団体等の代表者から第1次選考を経て推薦された者の中から、内閣府が選考し、決定する。
- イ 外国参加青年は、参加各国政府及び当該国を管轄する日本国在外公館等の協力を得て、内閣府が決定する。

4 乗船及び帰国

- (1) 日本からの参加者は、陸上研修終了後、日本から乗船し、本体プログラムの終了後、日本で下船する。
- (2) 外国からの参加者は、各国から航空機で日本に集合し、陸上研修終了後、日本からの参加者と共に日本から乗船し、本体プログラムの終了後、日本から航空機で帰国する。

5 経費

- (1) 事業の実施のための経費（(2)及び(3)に掲げるものを除く。）は、日本参加青年の出航前研修に参加するための国内上京旅費及び帰国後研修終了後の国内帰郷旅費（東京23区内在住の者を除く。）を含め、内閣府が負担する。
 - (2) 次に掲げる経費は、日本参加青年本人の負担とし、参加費として日本参加青年から徴収する。（30万円程度）ただし、経済的理由により参加費の納入が困難な場合については、参加費の免除を申請することができる（「応募要領」の「8 その他」参照）。
 - ア 運航期間中の傭船料の一部及び船内供食費（1）
 - イ 事前研修、出航前研修、陸上研修及び帰国後研修における宿泊料等及び食費
 - ウ 入国査証料、旅行保険料等
 - (3) その他、以下の経費についても、日本参加青年本人の負担とする。
 - ア 事前研修に参加するための往復旅費
 - イ 旅券発行手数料、予防接種料
 - ウ 疾病又は傷害の治療費用及びそれに付随する費用
 - エ 小遣いその他の個人の用に必要な経費
 - オ 日本における事後活動組織である日本青年国際交流機構への入会金（3万円）（2）
- (1) 「傭船料の一部」については、参加青年として決定後、事業参加を辞退した場合には、返還しない。
 - (2) 内閣府の青年国際交流事業に参加した青年等が自主的に組織している事後活動組織「日本青年国際交流機構」では、会員たちが事業参加の経験とネットワークを生かしながら、様々な形で社会に携わる活動を行っている。